

## 社会保障改革プログラム法に基づく重点化・効率化について

平成28年10月27日

項目	金額 (公費・平年度ベース)	開始時期	平年度化時期
後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入	▲2,400億円程度	27年4月	29年度～
一定以上所得者の介護保険利用者負担の見直し	▲400億円程度	27年8月	28年度～
特別養護老人ホーム入所者等への補足給付の見直し	▲350億円程度	27年8月	29年度～
特別養護老人ホーム多床室の居住費の見直し	▲150億円程度	27年8月	28年度～
入院時の食事代の見直し	▲400億円程度	28年4月	30年度～
所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し	▲150億円程度	28年4月	32年度～
短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大	▲200億円程度	28年10月	29年度～

(注) 上記の計数は、現時点での見込みであり、今後、金額等については、変更がありうる。

- 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入については、被用者保険者の後期高齢者支援金の総報酬割部分を平成27年度に2分の1に引き上げ▲600億円程度、平成28年度に3分の2に引き上げ▲1,200億円程度、平成29年度から全面総報酬割を実施し平年度化。
- 一定以上所得者の介護保険利用者負担の見直しについては、平成27年度に▲250億円程度、平成28年度から平年度化。
- 特別養護老人ホーム入所者等への補足給付の見直しについては、預貯金勘案及び配偶者の所得勘案により平成27年度に▲200億円程度、非課税年金勘案により平成28年度に▲350億円程度となり、平成29年度から平年度化。
- 特別養護老人ホーム多床室の居住費の見直しについては、平成27年度に▲100億円程度、平成28年度から平年度化。
- 入院時の食事代の見直しについては、難病、小児慢性特定疾病患者等を除く一般所得階層の1食あたり負担額を平成28年度に260円から360円に引き上げるにより▲200億円程度、平成30年度に460円に引き上げるにより平年度化。
- 所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直しについては、平成28年度▲30億円程度から段階的に増加し、平成32年度から平年度化。
- 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大については、平成28年度に6ヶ月分で▲100億円程度、平成29年度から平年度化。

※ 上記の金額等については、機械的に算出したものであり、今後、変更が生ずる可能性があり、各年度における実際の金額とは必ずしも一致しない。

出典：厚生労働省